

社会福祉法人旭川小泉福祉会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年12月1日～令和9年11月30日までの3年間
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除、子の看護休暇など制度の周知や情報提供を行い、活用を推進する。

<対策>

- 令和6年12月～ 制度利用の対象者に対する面談等での情報提供

目標2：育児休業等を取得しやすい環境づくりの基盤としての、職員数の維持・増員に努める。

<対策>

- 令和6年12月～ 雇用形態の多様化や職員紹介の奨励内容の拡充などを行う。